

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、観音寺市粟井土地改良区が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）向本庄地区）を行うことについて平成30年2月5日適当と決定した。

その関係書類を観音寺市経済部農林水産課において平成30年2月26日から同年3月19日まで縦覧に供する。

平成30年2月20日

香川県知事 浜 田 恵 造